

船員に関する障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則案（概要）

1. 調停に係る手続

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)において、船員に関する雇用の分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務についての障害者である船員と事業主の間の紛争については、地方運輸局長が、必要に応じ、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第21条第3項のあっせん員候補者名簿に記載されている者の内から指名する調停員に調停を行わせることとし、当該調停に係る手続については、船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和61年運輸省令第1号)を必要に応じ読み替えて準用することとする。

具体的には、

- ・ 地方運輸局長は、調停員のうちから、障害者雇用調停会議を主任となって主宰する主任調停員を指名すること
- ・ 調停員は関係当事者又は障害者の医療に関する専門的知識を有する者その他の参考人に対し文書又は物件の提出を求めることができること
- ・ 調停員は、必要があると認める時は、調停の手続の一部を特定の調停員に行わせることができること等を規定する。

2. 権限委任

船員及び船員になろうとする者に関する雇用の分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務の規定の施行に関し、必要があると認めるときに事業主に対して助言、指導又は勧告を行う国土交通大臣の権限(※1)を、地方運輸局長に委任することとする。

また、法を施行するため必要な限度において、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を事業主等に命じる等の国土交通大臣の権限(※2)を、地方運輸局長に委任することとする。

※1 障害者の雇用の促進等に関する法律第85条の2第2項により読み替えて適用される同法第36条の6

「国土交通大臣は、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の二から第三十六条の四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。」

※2 障害者の雇用の促進等に関する法律第85条の2第2項により読み替えて適用される同法第82条第1項

「国土交通大臣は、…障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を命じ、又はその職員に、事業主の事業所に立ち入り、関係者に対して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。」

改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る紛争解決手続

- 障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供に関し、地方運輸局長が助言・指導・勧告を行う（法第36条の6）。
- 事業主と障害者の間で話し合いが円滑に進まず、紛争に発展した場合、当該事項に係る紛争は、**地方運輸局長が必要な助言、指導又は勧告をする**（法第74条の6）とともに、**新設する調停制度の対象**となる（法第74条の7、第85条の2第3項）。

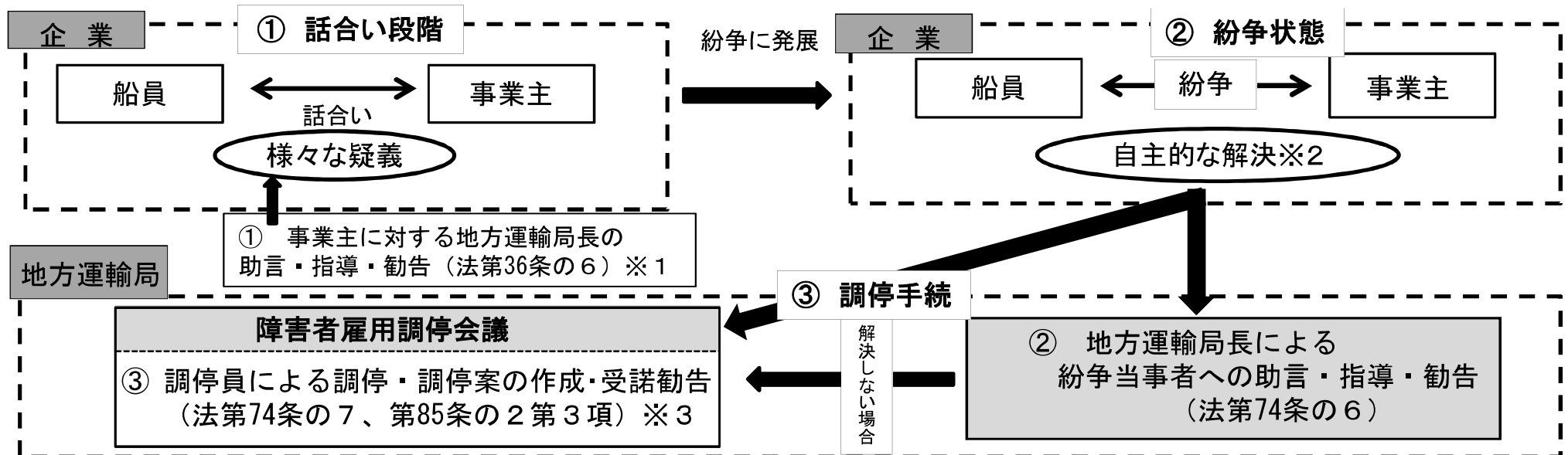
○対象となる紛争

- ①第34条(募集及び採用に係る差別)に関する紛争
- ②第35条(待遇に関する差別)に関する紛争
- ③第36条の2・3(合理的配慮)に関する紛争

例: 障害を理由に採用を拒否する

例: 障害を理由に昇進させない

例: スロープ、手すりを設置する等の必要な措置を講じない



※1 省令において国土交通大臣の権限を地方運輸局長に委任。

※2 募集・採用に関する紛争は、企業と企業外の労働者との間の問題であり、企業内の労使の話し合いの場で解決することになじまないため、自主的解決制度の対象から除外している。

※3 募集・採用に関する紛争は、

① 労働契約締結以前の問題であり、事業主と応募者は何ら契約関係のないこと

② 採用については、企業の人員配置上の観点から両当事者が納得するような適切な案を示すことは困難であることから、調停員による調停になじまないため、調停の対象から除外している。